

岩手県告示第34号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年1月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 遠野市綾織町下綾織35地割237の80・237の216・237の226・237の246・237の247・237の250（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、237の217から237の221まで、237の227、237の228、237の233から237の239まで、237の248、237の249
- 2 保安林として指定された目的 水源の<sup>かん</sup>涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

備考 「次の図」は、省略し、その図面を岩手県農林水産部森林保全課及び遠野市役所に備えておいて縦覧に供する。